

内閣府  
厚生労働省  
告示第 号

信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債券の取得に関し、信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件（平成十

四年十二月  
内閣府  
厚生労働省  
告示第一号）は、平成十六年八月一日限り廃止する。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 坂口 力